



埼玉県条例適合

廃プラ対応焼却炉

廃プラ
対応

ISR

MODEL

水 冷 式

[高性能タイプ]



廃プラスチックに 対応する水冷式焼却炉

大型

投入口
タイプ



◆大型投入口タイプ

大きな投入口で大きな廃プラを投入可能です。

◆高い燃焼効率

ロストル装備で高い燃焼効率を維持します。

◆長時間安定燃焼

水冷式で長時間の安定燃焼が可能です。

◆高い消煙・集じん能力

サイクロン集じんにより
高い消煙・集じん能力を発揮します。



ISR-500SKJ Model

●埼玉県条例概要

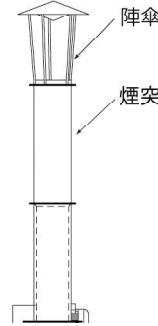
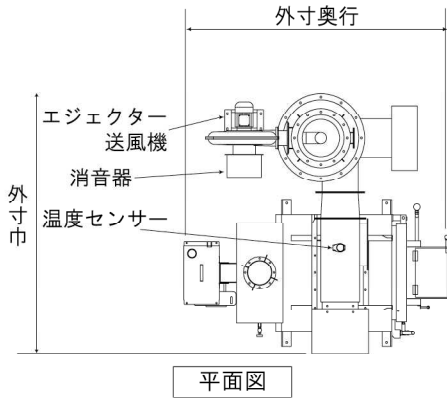
1. 設置には必ず届出が必要
2. 焼却能力30kg/h未満は届出のみ
3. 焼却能力30kg/h以上、50kg/h未満
(火床面積0.3㎡以上、0.5㎡未満)
 - a. 年2回のばいじん、塩化水素の測定が必要
 - b. 温度記録計、灰出しクリーナーの設置が必要
4. 焼却能力50kg/h以上、100kg/h未満
3の内容に加えて、ダイオキシン類の測定が必要

税制優遇
適用可能

詳しくは裏面をご覧ください。

構造基準適合保証

焼却炉の構造に関するすべての法規制に適合しています。万一、行政からの指導があった場合、当社が責任を負います。



■ 規制のポイント

- 政令第248号 平成23年4月1日施行
(帳簿を備えることを要する事業者)
第六条の四 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定める事業者は、次に掲げる
 - 一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
 - 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者(前号に掲げる者を除く。)
- 省令第8号 平成14年12月1日施行
(廃棄物を焼却する焼却設備の構造)
 1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
 2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 3. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定